

北千里小学校跡地複合施設 建設整備基本構想

第1章 北千里小学校跡地複合施設整備の背景

1 はじめに

- (1) 背景 1
- (2) 基本構想策定の趣旨 1
- (3) 基本計画の策定方針 1

2 計画条件

- (1) 敷地条件 2
- (2) 北千里小学校跡地複合施設に予定している施設や機能 . . . 3
- (3) 整備の根拠 3

第2章 コンセプト

1 施設全体のコンセプト

- (1) 施設の方向性 3

2 施設ごとのコンセプト

- (1) 児童館機能 4
- (2) 公民館機能 4
- (3) 図書館機能 4

第3章 新施設に備える機能

1 施設全体の機能

- (1) 管理運営 5
- (2) 共用エリア 5

2 施設ごとの要求機能と背景

- (1) 児童センター機能 6
- (2) 地区公民館機能 7
- (3) 図書館機能 8
- (4) 北千里小学校メモリアルコーナー 9

第4章 施設整備の方針

1 ゾーニング 9

2 最適化の観点 9

3 建物に求められる性能

- (1) 構造 10
- (2) 耐震性 10
- (3) 利便性・快適性 10
- (4) 環境配慮 10

| | |
|-------------------|----|
| (5) 継続性 | 10 |
| 4 外構 | |
| (1) 駐車場 | 10 |
| (2) 駐輪場 | 10 |
| 5 その他 | 11 |
| 第5章 建設スケジュール (予定) | 11 |

第1章 北千里小学校跡地複合施設整備の背景

1 はじめに

(1) 背景

阪急北千里駅前の公共施設は、昭和55年度(1980年度)に地区公民館、昭和56年度(1981年度)に中央図書館北千里分室(現：千里図書館北千里分室)として開館いたしました。整備から約40年経過し、建物の老朽化、狭隘化が問題となっており、また、当該地域は子育て世代の増加や、高齢化の進行への対応が課題となっています。

平成28年(2016年)に策定しました「北千里駅周辺活性化ビジョン」において、高齢者をはじめ様々な利用者が、安心して利用できる施設として、バリアフリー対応をさらに進めた、図書館及び公民館の再整備が必要となっております。また早期に公共施設整備を求める地元要望もあり、北千里小学校跡地での施設整備の方向性を確認してきたところです。

また、平成29年(2017年)3月に策定しました「吹田市立地適正化計画」においても、北千里・山田・南千里・桃山台区域では、保育所、認定こども園、児童館、子育て支援施設、大学、図書館、コミュニティセンターが都市機能誘導区域(駅から800m圏内)の誘導施設として位置付けました。

その中で北千里地区では、児童館が吹田市内唯一の未整備地区であり、また図書館は千里図書館の分室であることから、奉仕圏人口当たりの蔵書数や貸出点数が他館と比較して少なく、サービス水準が相対的に低くなっており、北千里地区での整備が必要であるとしています。

北千里小学校跡地複合施設は、「複合施設による子育て・学びの拠点づくり」をコンセプトに各世代が長い時間、居心地よく使っていただける各機能を融合した、今後の千里ニュータウン再生のひとつのモデルとして、千里北地区センターと共に、新たに複合的なコミュニティ醸成機能の創出を目指す施設を整備することとしました。

(2) 基本構想策定の趣旨

この基本構想は、北千里小学校跡地複合施設の①コンセプト②基本構想③導入機能④前提条件⑤配慮事項など、同構想が示す施設の機能を示すことを目的として策定するものです。

(3) 基本計画の策定方針

「北千里小学校跡地複合施設に予定している施設や機能」において、基本計画の作成において、さまざまな意見を集約する中で、延床面積、機能等について、

必要に応じた拡充、縮小することを前提としています。

以下、第2章からは、児童館、公民館、図書館の3施設機能を前提としたコンセプトを記載していますが、さまざまな意見を吸収し、精査を重ねて質を向上していきます。

2 計画条件

(1) 敷地条件

所在地：大阪府吹田市古江台3丁目8番街区

敷地面積：10,616.22㎡

うち、整備予定敷地面積：5,200㎡（現時点想定）

建物規模：延床面積 2,700㎡程度（現時点想定）

用途地域：第一種中高層住居専用地域

容積率：200%

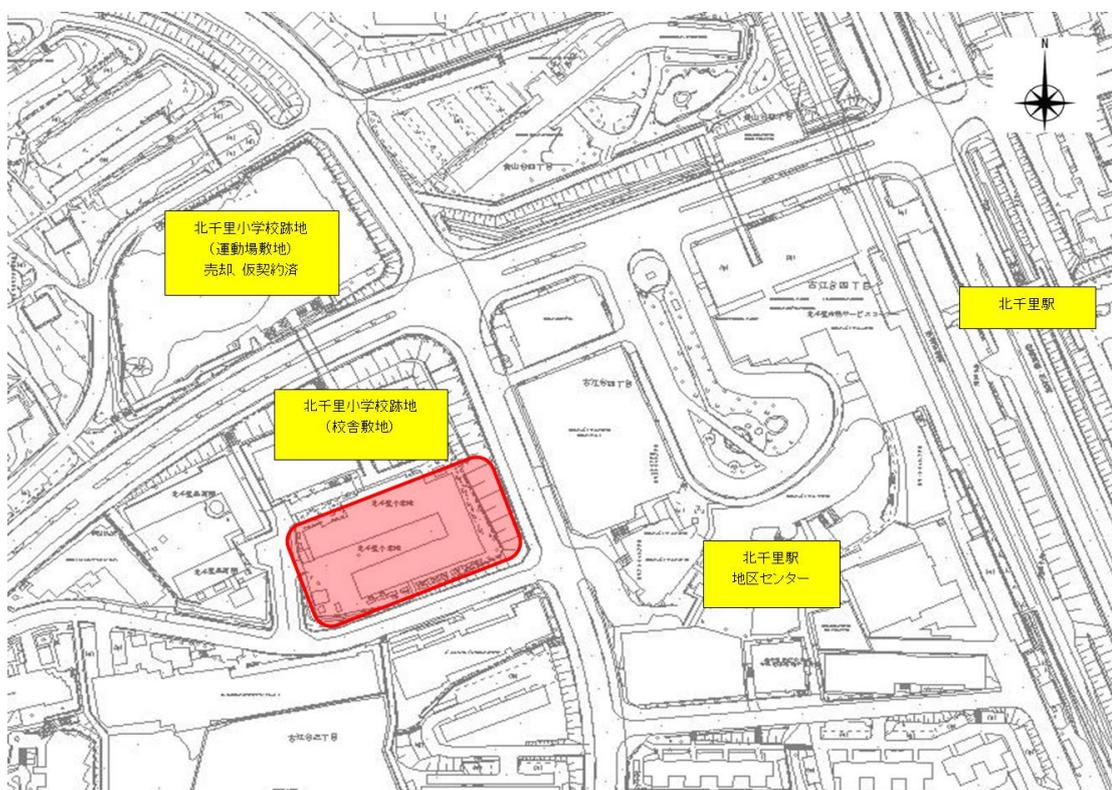
建ぺい率：60%

高度地区：25m第三種高度地区

前面道路：東側 青山古江線（建築基準法第42条1項1号道路）

南側 古江台9号線（建築基準法第42条1項1号道路）

(位置図)



(2) 北千里小学校跡地複合施設に予定している機能

| | 機 能 | 主な内容 |
|---|------------------|---|
| 1 | 児童館機能 | 児童へ健全な遊びを提供する機能 子育てを支援する機能 |
| 2 | 公民館機能 | 社会教育・生涯学習機能 自主的な学習・文化活動支援機能 地域コミュニティの醸成機能 |
| 3 | 図書館機能 | 生涯学習支援機能 地域の情報センター機能 |
| 4 | 北千里小学校メモリアル機能 | 北千里小学校の記念品等の展示機能 |
| 5 | 共用エリア機能 | 展示機能、学習機能、休憩機能、イベント機能等 |
| 6 | 千里北地区センターとの連絡機能 | 隣接する千里北地区センターと将来的にフラットアクセスが可能となる機能 (陸橋等で繋がることを想定すること。) |
| 7 | 現状地盤面からのバリアの解消機能 | 青山古江線からのバリア解消機能 |

(3) 整備の根拠

吹田市総合計画、吹田市都市計画マスタープラン、北千里駅周辺活性化ビジョン、吹田市立図書館基本構想、吹田市子ども・子育て支援事業計画、吹田市立地適正化計画をベースとして位置付けています。

第2章 コンセプト

1 施設全体のコンセプト

(1) 施設の方向性

「複合施設による子育て・学びの拠点づくり」をコンセプトに各世代が長い時間、居心地よく使っていただける施設を目指し、自由エリアを広く確保し、複合化の利点を生かした柔軟な利活用を求めます。

多世代が集え、市内大学を巻き込んだ世代間交流の促進による「まちの活性化を図る」役割を、千里北地区センターと一体となり目指します。

また、敷地内には四季の移ろいに親しめる緑化空間、気軽に立ち寄れる広

場など、屋外にいきおいの空間を整備することを検討します。

2 施設ごとのコンセプト

(1) 児童館機能

「子供と子育て世代を応援する笑顔の生まれる児童センター」

児童センター（広場を有する児童館を児童センターといいます。）の利用者が、利用者のみでふれあうだけでなく、複合施設内の各施設の連携のもと、図書館や公民館を訪れる様々な世代の人とふれあうことができます。そのふれあいの中、地域の人との交流がより深まることで、地域のつながりが濃密になり、保護者の子育ての負担や不安感を和らげることや子供の健やかな成長への寄与が期待できます。

また、保護者が児童センター職員に子育ての悩みを相談しやすい雰囲気作りや子育ての悩みを共有できる仲間づくりの場となるような雰囲気作りを目指します。

(2) 公民館機能

「より身近に親しみやすく、出会い、つながり、学びあう公民館」

児童センター、図書館と連携し、これまで以上に親子・青少年を対象とした主催講座の開催を増やすことで、子育て世代がより利用したくなる環境を目指します。

また、「明るく利用しやすいまた行きたい公共施設」というイメージを持ってもらえるような施設の構造、諸室の配置を行い、日ごろ公民館になじみのない方など、新たな利用者を惹きつけたいと考えています。

さらに、サークル活動や主催講座に参加することで、地域の人と一緒に学べる場所を目指します。

様々な年代の人々が行き交う複合施設の強みを活かし、子供たちへ伝統芸能や技能の継承などの講座を行い、世代を超えた交流ができることを考えています。

公民館での活動、講座を通して、世代を超えた出会いが生まれ、人々がつながり、学びあうことで、単なる「社会教育施設」としての今までの公民館のイメージを覆し、コミュニティの醸成もできる公民館を目指します。

(3) 図書館機能

「あなたの日常に寄り添う図書館」

昨今、社会における価値観やライフスタイルの多様化に伴い、様々なニーズを満たすサードプレイス（第三の居場所）の必要性が高まっています。それらのニーズを受け止め、従来の図書館のイメージに縛られない発想で、複

合施設間の境界を感じず自由に憩える場を提供すると共に、市民の生活満足度向上に寄与する地域の図書館として、複合施設の一翼を担うことを目指します。

具体的には、

- ア 各施設で開催する講座やワークショップなどに、相互に資源（資料）やノウハウ、場所を提供することで、企画の幅も広がり、市民にとって、より魅力的で、充実したものにします。
- イ 児童センターと児童書の閲覧室を共用することで、両施設を訪れる子供に豊富な量の新鮮な本を提供し、学校以外での子供の読書活動の充実を、図ります。また、児童センターと、乳幼児向けの読み聞かせ会などを共催し、子育て支援を行います。
- ウ 帰宅途中のクールダウンの場として、ゆっくり寛げる癒しスポットとして、また一人集中して知識を深める書齋として、グループで学習できる場としてなど、市民がそれぞれの求める空間を提供します。

第3章 新施設に備える機能

1 施設全体の機能

(1) 管理運営

- ・複合施設としてフレキシブルな運営が円滑にできるよう検討を行います。
- ・各施設については、開館日及び開館時間が異なるため、各施設単独でも利用しやすい配置とします。
- ・災害時の避難所として、指定予定です。

(2) 共用エリア

- ・幅広い世代が集い、多目的な利用ができる、にぎやかで明るい空間を設けます。
- ・必要に応じて各種イベントの開催が可能な多目的空間として運用し、地域コミュニティの醸成、にぎわいの創出を図ります。地区センターと隣接するメリットを生かすことや、当該施設規模に見合った設備をもつエリアを目指します。
- ・談話・学習スペースを設け、図書館の学習室がイベント等で学習室として利用できない場合にも学習室の代替になるようにします。
- ・子供連れの方が安心して子供を児童センター等で遊ばせながら、共用エリアで過ごすことを可能とします。
- ・共用エリアに施設外への本の持ち出し防止用のセキュリティゲート（BDS）を設けることで、共用エリアの談話スペースで図書館の本を、閲覧する

ことを可能にします。

- ・ 飲食可能とします。
- ・ W i - F i を整備し、長時間、居心地良く過ごせる空間づくりをします。

2 施設ごとの要求機能と背景

別紙「北千里小学校跡地複合施設の必要諸室等について」を参照のこと。

(1) 児童センター機能

ア 現在の状況

児童館・児童センターは市内に11館設置されていますが、北千里地域は唯一の未整備地域であるため、当該地域で整備が求められています。

イ 今後の方向性

北千里地域の3小学校区（古江台小、藤白台小、青山台小）において、小学校の児童数は平成30年度(2018年度)は平成26年度(2014年度)と比較し、約12%増となっており、今後もさらなる増加が見込まれます。

また、就学前の児童数も同様の傾向にあることから、子供の育ちや、子育ての支援の充実が求められています。

ウ 必要な機能

国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び児童館設置運営要綱に基づき必要な諸室を設置します。

| | |
|----------|---|
| 必要諸室：遊戯室 | 屋内の自由遊び、時間を設定し屋内ドッジボール（ソフトドッジボール）等の球技、催し物の観賞等。 |
| 学習室 | 学習及び学校休業中にランチルームとしての使用。 遊戯室・集会室と距離を置き設置。 |
| 集会室 | 運営委員会等の会議、卓球ルームとしても使用。 |
| 乳幼児室 | 乳幼児専用ルームとして使用。 子育て家庭の親とその子供を対象とした育児教室や子育て親子の交流の場、本の読み聞かせ等の乳幼児向け各種イベントの開催。 図書館の開催する児童向け催しにも使用。 |
| 事務室 | 児童センターに係る事務の執行場所（健全な遊 |

びの指導に係る企画立案、使用証の交付、事務室保管玩具の館内貸出)

静養室 体調不良児の一時静養。

(児童閲覧室) 児童書等を図書館と共用。

屋外機能として運動広場。

エ 整備条件等

児童センターは乳幼児の利用もあるため、衛生上の観点から他の児童館・児童センター同様、土足厳禁とします。乳幼児室等については、児童センターで利用しない場合は、市が乳幼児・保護者向けの子育て支援事業を行える相互で利用可能な施設配置を行います。

本市の条例において「小学生及び保護者等の付添のある乳幼児」と使用者の範囲を定めているため、児童館は安心安全に利用できる環境を整備する必要があります。そのため、児童センターエリアには入退室のセキュリティを確保した仕組みとします。

(2) 地区公民館機能

ア 現在の状況

北千里地区公民館は3小学校区(古江台、藤白台、青山台)の範囲を対象としています。社会教育法に基づく生涯学習施設である公民館は、一般教養から様々な分野にわたる各種の講座・講演会等の事業を実施するほか、生涯学習グループの自主学習の場や地域住民の集会施設として利用されています。毎年秋には、「地区公民館文化祭」を開催し、多彩な展示や演芸発表等を行っており、2日間で延べ5,000人を超える施設利用者があります。

イ 今後の方向性

少人数のグループ活動から多人数が参加する講座や文化祭などのイベントにフレキシブルに対応し、公民館の企画効果を高めることに寄与できる整備が求められています。

ウ 必要な機能

必要諸室：会議室 視聴覚室 調理実習室 和室 陶芸窯室 事務室

事務室以外は地区公民館優先の貸館とし、地区公民館所管の諸室は共用諸室の位置付けとし、複合施設内の施設が柔軟に利用できるように会議室等諸室を利用できるように、整備を検討します。

エ 整備条件等

会議室 3・4・5 は可動間仕切りを利用し、一体化できるような仕掛けを、検討しています。ただし、用途地域が第 1 種中高層住居専用地域のため、一体利用した時の最大面積は、200 m²未満の室とする必要があります。

(3) 図書館機能

ア 現在の施設の状況

北千里地区公民館 1 階の図書室を利用した施設です。奉仕対象人口に対し、延床面積が 155 m²と狭く、視聴覚資料など図書以外の資料を置く場所もなく、ゆっくりと読書をする閲覧スペースもありません。ソフト、ハード両面の拡充が求められています。

イ 今後の方向性

市民一人ひとりの多様化する生涯学習を支援するとともに、地域情報や子育て支援情報、障がい者への福祉サービス等、様々な情報を受発信する地域の情報センターとして北千里分室を再整備を検討します。

具体的には、現在の北千里分室の課題であった施設の狭隘さを解消し、利用実態に即した資料点数を確保するとともに閲覧席を設け、誰にとっても使いやすく、居心地のいい滞在型の施設を目指します。

ウ 必要な機能

必要諸室：閲覧室 児童書閲覧室 対面朗読室 予約棚スペース
閉架書庫 学習室兼会議室 カウンタースペース
作業スペース 返却ボックス セキュリティゲート 事務室
屋外機能として荷受けスペース

図書館のイベントを優先した会議室は、複合施設内の他施設へ貸し出し可能とし、利用がない場合は要望の高い学習室として開放できるような「学習室兼会議室」の整備を検討します。

エ 整備条件等

図書館の蔵書管理を I C タグ (UHF 帯 (920Mhz)) で行っているため、機器や書架間の距離等、UHF 帯の電波特性に配慮した施設配置の整備を検討します。

(4) 北千里小学校メモリアルコーナー

ア 現在の状況

旧北千里小学校の校旗や記念写真等を、北千里小学校のメモリアルとして、青山台小学校の学校施設内に展示、保管しています。

イ 今後の方向性

旧北千里小学校を卒業した児童や保護者、地域住民が、施設を訪れた際に当時を懐かしむことのできるよう、写真等を常設展示するメモリアルコーナーを設置するとともに、記念物品は施設内倉庫に保管し、同窓会等の求めに応じ、貸出しを検討しています。

ウ 必要な機能

必要諸室：特に必要としない（共有スペースの壁面を検討しています。）

エ 整備条件等

常設のメモリアルコーナーとしては、壁面展示を想定しています。いたずら防止のために、アクリル板等で覆うことが望ましいと考えています。記念物品については専用の倉庫を必要とせず、施設内に設置される倉庫での保管を検討しています。

第4章 施設整備の方針

1 ゾーニング

3機能を1施設に複合化を図り多機能で利便性の高い施設を目指します。児童館センター機能については、安心安全に利用できるようにするため、利用者の範囲を限定する必要がありますが、施設全体ではそれぞれの機能が融合し、複合化した利点を感じられることを目指します。

2 最適化の観点

3機能の整備にあたっては、施設利用の面で、一か所で複数の機能が利用できることにより、市民にとっては利便性が高まるとともに、これまで利用しなかった施設に目が向くことで新たな利用者を生み、施設利用者間の交流につながるなどの相乗効果が生まれるよう、機能の配置を行います。

また、建設費だけでなく維持管理コストを含めたトータルコストの縮減を重視した検討が必要です。

3 建物に求められる性能

(1) 構造

安全性、耐久性、機能性、施工性、耐用年数などを考慮し、構造種別を選択します。

(2) 耐震性

整備する施設は、災害時の避難施設となることから、重要度係数を1.25とします。

(3) 利便性・快適性

整備する施設には、(妊婦や乳幼児を連れた親子利用を想定していることから、)初めて利用される方、高齢者や障がい者にも分かりやすく利用しやすい動線計画やユニバーサルデザインが必要です。また、共用部に市民が滞在できるスペースなど、施設利用者が、快適な時間を過ごせるよう配慮が必要です。

また、青山台地区や北千里駅からの歩行者の利便性を確保するため、施設内に設けるエレベーターは東側道路から直接アクセスできるよう整備を検討します。

(4) 環境配慮

建設から解体までのライフサイクル全体を通じて環境負荷の低減対策が必要です。

積極的な木材利用を行います。

基本計画を作成し、延べ床面積が2,000 m²以上となった場合は、CASBEE A以上を目指していきます。(基本計画作成の際に検討していきます。)

(5) 継続性

長期的な視点で施設の使用を行うことを前提に、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に応じた施設の用途変更や機能の追加等に、フレキシブルに対応しやすい構造(スケルトン・インフィル)や平面計画について設計段階から検討を行い、施設を長期にわたって使用することにより、ライフサイクルコストの抑制を目指します。

4 外構

(1) 駐車場

歩車分離を行い、十分な安全が確保できるよう検討します。

(2) 駐輪場

自動車との動線分離や一般利用者と職員の動線に配慮しながら、

安全で利用しやすい適切な配置計画を検討します。

5 その他

- ・将来を見据えた周辺との調和を図る施設を目指します。
- ・隣接する千里北地区センターと将来的にフラットアクセスが可能となるよう陸橋等で繋がることを想定した整備を目指します。
- ・環境まちづくりガイドラインに適合するまちづくりを目指します。
- ・「吹田市木材利用基本方針」に基づき、能勢町産材をはじめとした府内産材を中心に国産材の利用に努めることを目指します。
- ・「北千里小学校跡地複合施設に予定している施設や機能」及び別紙「北千里小学校跡地複合施設の必要諸室等について」において、吹田市として、一定規模等を示していますが、基本計画を作成する中で、延床面積、機能等について拡充、縮小する必要があると判断する場合がありますため、その際には対応を協議することがあります。

第5章 建設スケジュール（予定）

| 年度 項目 | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成33年度 (2021年度) | 平成34年度 (2022年度) |
|----------|--------------------|---|---|--|---|
| 基本計画 | |  | | | |
| 基本設計 | |  | | | |
| 実施設計 | | |  | | |
| 建設工事 | | | |  | |
| 移転・準備 | | | | |  |
| 開設 | | | | |  |

基本計画（素案）は、平成31年（2019年）9月上旬～平成31年（2019年）10月上旬にパブリックコメントを実施予定。

北千里小学校跡地複合施設の必要諸室等について

導入諸室条件等

| 施設名 | 要望諸室 | 床面積の目安 (㎡) | 最低床面積 (㎡) | 設置階 | 共用 | 備考 |
|-----------|-------------|---------------|--------------|-----|----|--|
| 児童センター機能 | 事務室 | 43 程度 | 35 | 1 | 不可 | 児童センター機能への児童及び保護者の入退室管理ができる配置とすること。(乳幼児室の共用部からの入退室を除く) 遊戯室及び屋外広場の児童に目が行き届くよう配慮すること。(直接的な視線は求めない) |
| | 靴収納スペース | 適宜 | - | | 不可 | 児童センター機能の出入口に設け、100足分の下駄箱を設けられるスペースを確保すること |
| | 静養室 | 12 程度 | 10 | 1 | 不可 | 出入りは事務室からの出入りとすること。静養室(12㎡程度、畳敷四畳半程度と押し入れ) |
| | 更衣室 | 8 程度 | | | | 女性更衣室(6㎡程度)及び男性更衣室(2㎡程度)を設けること。 |
| | 学習室 | 50 程度 | 35 | 1 | 不可 | 遊戯室・集会室と距離を置き設置すること。 |
| | 集会室 | 70 程度 | 50 | 1 | 不可 | |
| | 遊戯室 | 100 程度 | 95 | 1 | 不可 | 球技(ドッチボール)ができる天井高さ(3000mm以上)を確保すること。 二室(均等)に分割できるよう可動間仕切りを設置すること。分割後の各室は、廊下から直接アクセスできること |
| | 倉庫 1 | 20 程度 | 12.5 | 1 | 不可 | 集会室及び廊下から使用できること。 |
| | 倉庫 2 | 20 程度 | 12.5 | 1 | | 遊戯室及び廊下から使用できること。 |
| | 倉庫 3～5 | 計 24 程度 | 15 | 1 | | 事務室、学習室、乳幼児室から使用できること。各面積は5㎡以上とする。 |
| | 乳幼児室 | 100 程度 | 98 | 1 | 可能 | 二室(均等)に分割できるよう可動間仕切り設置すること。分割後の各室は、児童センター内の廊下及び共用部から直接アクセスできること。将来の事業展開に備え分割後の片方にも給排水の配管が必要。 |
| | 給湯室 | 適宜 | - | 1 | 不可 | 事務室内に設けること。 |
| | 便所 | 適宜 | - | 1 | 不可 | 児童用、成人用及び多機能便所を設けること。 |
| | 運動広場(屋外) | - | | | | 不可 |
| 運動広場用倉庫 | ○ | | | | 不可 | 運動広場から用具の出し入れができること。(別棟可) |
| 地区公民館機能 | 事務室 | 21 程度 | | | 不可 | エレベーター、階段の近くなど、来館者の出入りが確認できる位置に配置すること。 |
| | 会議室 1 | 45 程度 | | | 可能 | |
| | 会議室 2 | 45 程度 | | | 可能 | |
| | 会議室 3, 4, 5 | 195 程度 | | | 可能 | 三室(60㎡, 60㎡, 75㎡程度)に分割できるよう可動間仕切りを設置すること。分割後の各室は廊下等から直接アクセスできること。 プロジェクター等の使用するための必要な天井高さを確保すること。 200㎡未満で可能な限り、多人数が集まれるよう配慮すること。 |
| | 視聴覚室 | 90 程度 | | | 可能 | |
| | 調理実習室 | 70 程度 | | | 可能 | |
| | 和室(押入、前室含む) | 50 程度 | | | 可能 | |
| | 陶芸窯室 | 15 程度 | 6 | | 可能 | |
| | 倉庫 6 | 15 程度 | 7 | | 不可 | |
| | 倉庫 7 | 20 程度 | 10 | | 不可 | 会議室3～5倉庫として机・椅子を収納するスペースを含む。 |
| | 倉庫 8 | 20 程度 | 10 | | 不可 | |
| 倉庫 9 | 10 程度 | 5 | | 不可 | | |
| 倉庫(メモリアル) | 10 程度 | | | 共用 | | |

| 施設名 | 要望諸室 | 床面積の目安 (㎡) | 最低床面積 (㎡) | 設置階 | 共用 | 備考 |
|---------------------|--------------|---------------|--------------|-----|---|---|
| 図書館機能 | 閲覧室 | 300 程度 | | | | 児童書閲覧室と合わせての設置でも可。 |
| | 児童書閲覧室 | 200 程度 | | | | 一部「おはなしスペース」として間仕切りができること。 児童センターの図書室としても共用利用するため、児童センター機能との動線に配慮すること。 |
| | カウンタースペース | 20 程度 | | | | 閲覧室全体が把握できること。事務室に隣接または近接させること。「閲覧室」と「児童書閲覧室」が別フロアになる場合は、別フロアになったエリアにも簡易カウンターを設けること。 |
| | 作業スペース | 15 程度 | | | | カウンター業務の作業スペースとして、カウンタースペースに隣接させること。 |
| | 予約棚スペース | 15 程度 | | | | カウンタースペースから動態が目視できる距離に設置すること。 |
| | 学習室兼会議室 | 60 程度 | 50 | | 可能 | 机・椅子を収納するスペースを含む。 |
| | 対面朗読室 | 10 程度 | 8 | | | 事務室に隣接した閲覧室内に設けること。 |
| | 事務室 | 60 程度 | | | | カウンタースペースに隣接または近接させること。 |
| | 倉庫 | 1.5 程度 | 1 | | | 事務室に隣接または近接させること。 |
| | 更衣室 | 10 程度 | | | 不可 | 事務室に隣接または近接させること。女性更衣室(7㎡程度)及び男性更衣室(3㎡程度)を設けること。 |
| | 閉架書庫 | 30 程度 | | | | 事務室またはカウンタースペースに隣接させること。 |
| | 返却ボックス | 適宜 | | | 1 | 施設閉館時に利用できること。 |
| | 荷受けスペース | 適宜 | | | 1 | 2トントラックが駐車可能なスペース(屋外可)を設け、雨天時にも図書を濡らさずに搬入出できること。 利用者の動線と重ならず、事務室との動線が短くなるように配慮すること(荷受けスペースから事務室までは、幅1200mm以上の通路を確保すること)。 |
| セキュリティゲート | 適宜 | | | | 館全体の利用者用出入り口付近に設置すること。 カウンタースペースから動態を確認できる位置に配置すること。管理が容易なよう1カ所となることが望ましい。 | |
| 北千里小学校 メモリアルコーナー | | 適宜 | | | | 共用玄関ホール、廊下、図書館機能の閲覧室の壁面等に誰もが自由にみられるよう配慮すること。 |
| 共用部 | 共用玄関ホール | 適宜 | | | | 各機能の施設案内や各施設機能の資料の設置スペースを設けること。 |
| | 共用エリア | 100 程度 | | | | 施設利用者が談話等により交流や滞留可能なスペースを設けること。 |
| | ベビーカー置場 | 適宜 | | | | 児童センター機能への動線に配慮した共用部に設けること。(ベビーカー40台分置けるスペースを設けること。) |
| | 赤ちゃんの駅 | 適宜 | | | | 児童センター機能と動線が短くなるように配慮し、職員から目の届きやすい位置に配置すること。 |
| | 便所 | 適宜 | | | | |
| | 給湯室 | 適宜 | | | | |
| その他 | 駐車場(屋外) | | | | | 3台以上(身障者用含む。) |
| | 自転車駐車場(屋根付き) | 適宜 | | | | |
| 合計 | | 2700 程度 | | | | 附属建築物の床面積は含めない。 |

※ 程度とは、約10%以内(下限値が記載されているものを除く。)の範囲とし、図書館機能の閲覧室及び児童閲覧室については、上限を定めないものとします。